

令和7年8月大雨災害義援金の募集について

共同募金会では、令和7年8月に発生した低気圧と前線による大雨によって、各地で浸水や土砂崩れなど人的及び家屋への被害が発生し、石川県の1市、山口県の1市、熊本県の6市5町、鹿児島県の4市、秋田県の1市に災害救助法が適用されたことを受け、被災されたかたを支援する災害義援金を募集しています。

ご協力いただける場合は、埼玉県共同募金会川口市支会（川口市社会福祉協議会）の窓口にお越しいただくか、中央共同募金会への振込みとなります。皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

1 募金種別及び募集期間

令和7年8月大雨災害義援金（中央共同募金会）

令和7年8月29日（金）から令和7年12月26日（金）まで

2 受付方法

（1）現金の場合…埼玉県共同募金会川口市支会での受付

①募金箱の設置…青木会館2階 地域福祉課
青木会館1階 青木たら荘
やすらぎ会館

②窓口での受付…青木会館2階 地域福祉課

（2）振込みの場合…共同募金会へ直接のお振込みとなります。

※振込先は次頁以降の各県共同募金会要綱を参照。

※領収書の発行は数ヶ月要します。確定申告等で早急に領収書が必要な場合は、お振込みの際に金融機関で受け取る払込金受領証が「免税証明書」となります。

3 注意事項

- ・災害義援金の受付は窓口の開所時間になります。
- ・今回の募集は災害義援金のみの取り扱いとなります。

4 問い合わせ

社会福祉法人埼玉県共同募金会 川口市支会

（川口市社会福祉協議会 地域福祉課）

川口市青木3-3-1 青木会館2階 地域福祉課

TEL048-252-1294

「令和7年8月大雨災害義援金」募集要綱（第2版）

社会福祉法人中央共同募金会

1. 趣 旨

令和7年8月に発生した低気圧や前線による大雨により、浸水や土砂崩れなど人的及び家屋への被害が発生し、熊本県や鹿児島県をはじめ各地で災害救助法が適用されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

令和7年8月大雨災害義援金

3. 受付期間

令和7年8月29日（金）から令和7年12月26日（金）まで
(※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。)

4. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162529	(福) 中央共同募金会 災害義援金口
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126781	(福) 中央共同募金会

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行、みなど銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。

5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は、全額被災県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

※令和7年10月23日時点

送金先被災地…熊本県、鹿児島県

6. 義援金の配分

本会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。寄付者本人が直接金融機関から振り込みいただいた場合は、振込時の利用明細票が「免税証明書」となり、本募集要綱を添えて税務署へご提出いただければ、確定申告が可能です。

〔該当する税制優遇措置〕

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

8. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9. この要綱は、令和 7 年 10 月 24 日施行です。